

## 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の事務及び事業に関する評価委員会の見解等（素案）

項 目		内閣府の見解等	内閣府独立行政法人評価委員会の見解等
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等		<p>駐留軍等労働者の労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすためのものである。</p> <p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)の行う、駐留軍等労働者の雇入れ等の人事手続の実施、給与の計算、福利厚生の実施等の事務は、雇用主である国の行う事務と一体となって完結するものであり、国の関与は必要である。</p>
	事務及び事業を制度的独占により行う必要性		<p>労務管理等事務は、我が国が確実に行わなければならない条約に基づく重要な国の責務である。機構はその事務の一部を所掌しているところ、その事務処理に当たっては、防衛施設庁と緊密な連携を保ちつつ安定的に処理されなければ、在日米軍への円滑な労務の提供に支障を生じるおそれがあるため、機構において一元的に処理されるべきものである。</p>
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点			<p>機構が実施する事務は、国自ら実施する事務と不可分の関係にあり、防衛施設庁や在日米軍との緊密な調整により、円滑な労務の提供が行われていると評価している。</p> <p>労務管理等事務の実施を国家公務員型の独立行政法人をもって行うことは、我が国が負っている労務提供義務の履行を安定的に、かつ、確実に実施することを担保しており、この事務の実施を民間その他の実施主体に委ねる理由は見当たらない。</p>
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点			<p>当委員会における評価で示したとおり、期待された効率化、質の向上等が充分図られている。</p>
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点			<p>各年度の業務実績、当委員会の評価及び指摘事項等を踏まえ、年度計画を策定し、着実に実施していると認められる。</p>
見直しの時期に係る評価委員会の意見		<p>機構は新規に創設されて以来、2年数か月の実績しかなく、この2年間は、主として業務処理に必要な基礎的な業務の仕組みや体制の整備等に努めてきた時期であることを考えると、機構の在り方が細部にわたって現行どおりが最善であるか否かについての結論を現時点で見出すことは適当ではなく、今後、その具体的な効果等を検証した上で、検討を行う必要がある。これを踏まえた場合、機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しの時期については、当初計画どおり平成17年度に実施することが適当であると考えられる。</p>	